

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和元年5月22日付けの保護変更決定通知書により行った保護変更決定処分（変更日を同年6月1日、収入充当額を121,600円として、同年6月分の保護費を96,400円とするもの。以下「本件処分1」という。）及び令和元年7月18日付けの保護変更決定通知書により行った保護変更決定処分（変更日を同年5月1日、収入充当額を104,814円として、同年5月分の保護費を、同処分による変更前に支給済みであった額から104,814円減額するもの。以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件各処分」といい、それぞれの処分通知書を「本件各処分通知書」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件各処分の違法性・不当性を主張している。

本件処分1及び処分2において、処分庁は長男の収入を稼働収入と

して認定しているが、請求人は、令和元年5月17日、長男と共に〇〇福祉事務所に来所し、生活保護法24条に基づく保護の変更の申請を行ったところ、同事務所職員が一方的に話を打ち切ったことにより、同条の申請権が侵害されたのであるから、このような背景を下に行われた本件処分1及び処分2は違法であり、取り消されるべきである。

また、長男の稼働収入認定を基に行われた本件処分1及び処分2は、生活保護法56条で定める「不利益変更の禁止」に反し違法である。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年 5月 8日	諮問
令和 2年 6月 4日	請求人から主張書面を収受
令和 2年 8月 24日	審議（第46回第1部会）
令和 2年 9月 24日	審議（第47回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

保護の補足性について定める法4条1項によれば、保護は、生活

に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 保護基準についての定め

法 8 条 1 項の規定に基づいて保護の基準を定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。平成 30 年 9 月 4 日厚生労働省告示第 317 号による改定後のもの。以下「保護基準」という。）においては、法 11 条 1 項各号に掲げられている扶助の種類ごとに、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分けたうえ、各世帯に具体的に保護を実施する場合に、実施機関が依るべき基準を設定している。

(3) 職権による保護の変更についての法の定め

法 25 条 2 項及び同項が準用する法 24 条 4 項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。当該書面には、決定の理由を付さなければならないとされている。

(4) 届出の義務についての法の定め

法 61 条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(5) 次官通知

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通

知」という。)の第8・1・(1)・イによれば、要保護者の収入に関する申告について、当該被保護世帯の収入に変動があったことが推定され又は変動があることが予想されるときには、申告を行わせることとされており、また、次官通知の第8・2によれば収入の認定は月額によることとし、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により適切に認定することとされている。

イ また、次官通知の第10は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入(カッコ内略)との対比によって決定すること。」と定めているところ、次官通知の第8・3・(1)・アによれば、勤労(被用)収入について定めており、それによれば、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者の収入については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること(同・ア)、勤労収入を得るための必要経費としては、勤労に伴う必要経費として「基礎控除額表」(次官通知第8・3・(4)別表)の額を認定するほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること(同第8・3・ア・イ))とされている。

ウ なお、上記基礎控除額表によれば、収入金額別で、「147,000円～150,999円」の区分において、勤労に伴う必要経費として認定すべき額は、28,400円とされ、「195,000円～198,999円」の区分において、勤労に伴う必要経費として認定すべき額は、33,200円とされ、収入金額が231,000円以上の場合は、収入金額が4000円増加するごとに、400円を控除額に加算するとされている。

(6) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)の第8・1・(1)・ア・アによれば、勤労収入の取扱いについて、常用で勤務している者の収入については、本人から申告させ

るほか、給与証明を徴することとし、給与証明書を徴することを適当としない場合には、給与明細書等をもってこれに代えても差しつかえないこととされている。

(7) なお、次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である。

2 以上を前提に、本件について検討する。

(1) 本件処分1について

ア 処分庁は、従前より、請求人世帯に対する保護を実施していたころ、平成31年4月10日、請求人から本人の収入申告書の提出を受けるとともに、同申告書に同封されていた長男の給与支給明細書の写し（給与期間を平成31年04月01日～04月30日、支給年月日を「平成31年4月16日」、「給与支給総額」を「197,160」円とするもの）を受けたことを契機に長男が同日から就職した事実を把握し、同年5月22日、上記給与明細書を基に長男の同月6月の収入見込み額を15万円とし、同年6月1日を変更日として、請求人世帯による保護の実施内容を変更する本件処分1を行ったことが認められる。

イ そして、本件処分1通知書には、「保護変更年月日」は「令和元年6月1日」、「保護変更の理由」は「・稼働収入の認定」と記載され、「この決定による保護費」について、「最低生活費」「218,000」円、「収入充当額」は「121,600」円、「保護費」（最低生活費から収入充当額を減じた額）は「96,400」円と、それぞれ記載されていることが認められる。

ウ 以上によれば、本件処分1は、上記1の法の各規定、保護基順、次官通知及び局長通知などに則ってなされたものと認められ、また、処分の理由も正しく付記されており、違算もないものと認められる。なお、本件処分1は、長男の収入について見込額をもって認定しているところ、その後、請求人から令和元年7月18日提出された給与支給明細書の写し（給与期間を平成31年

05月01日～05月31日、給与支給総額を「197,160」円、支給年月日を令和元年5月16日とするもの)をもとに、収入充当額を再計算し、本件変更処分により、1,566円の限りで追給されており、同変更処分は長男の収入を正確に反映したものであり、その計算に違算は認められない。

(2) 本件処分2について

ア 令和元年7月18日、処分庁は、請求人から長男の給与支給明細書の写し(給与期間を平成31年04月01日～04月30日、支給年月日を平成31年4月16日、「給与支給総額」を「334,520」とするもの)の提出を受け、これを基に計算された保護変更決定通知書には、「保護変更年月日」は「令和元年6月1日」、「保護変更の理由」は「・稼働収入の変更」と記載され、「この決定による保護費」について、「最低生活費」は「218,000」円、「収入充当額」は「104,814」円、「既支給額」には「218,000」円、「保護費」(最低生活費から収入充当額及び既支給額を減じた額)は「-104,814」円、「返納額」は「104,814」円と、それぞれ記載されていることが認められる。

イ 請求人世帯は、既に5月1日に同月分として218,000円の保護を受けているところ、本件処分2は、同月分の保護費について新たに収入認定を基に計算し直したものであり、その結果、上記収入充当額に相当する額が過大支給となることから、請求人において、同額を〇〇市に対して返納すべき義務を負うこととなるというものである。

ウ 以上によれば、本件処分2は、上記1の法の各規定、保護基順、次官通知及び局長通知などに則ってなされたものと認められる。そして、処分の理由も正しく付記されており、違算もないものと認められる。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、令和元年5月17日、〇〇福祉事務所職員が一方的に話し合いを打ち切ったことから、かかる事情のもと行われた本件各処分は違法である旨主張するようである。

しかしながら、同日、請求人及び長男が〇〇福祉事務所に来所し、同所職員と何らかの話し合いが行われた事実は認められるものの、職員が一方的に席を離れ、話し合いを打ち切った事実については確認できない上、仮に請求人主張のとおり、職員が一方的に話し合いを打ち切ったことが認められる場合について付言すれば、かかる事実があったとしても、その際、どのような話し合いが行われたか、また、いかなる理由で話し合いを打ち切ったのか等その内容は不明なのであるから、かかる事実をもって本件各処分が違法又は不当であるとする理由となるものとは認められない。

(2) また、請求人は、本件各処分が不利益変更の禁止（法56条）に反し違法である旨主張するところ、法56条は、「正当な理由」なく保護を不利益に変更することを禁じたものであることから、本件各処分に「正当な理由」があるかについて、以下検討する。

この点、法4条は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と定め、生活の維持は本来国民の自己責任で行われるべきことを前提とし、何らかの事情により最低限度の生活の維持ができない場合に初めて保護を行うことを定めた規定であるところ、既に保護を受けている者について利用し得る資産や収入が新たに判明した場合に、保護費等の減縮を行うことは法の許容するところというべきである。そして、この場合に、法25条2項に基づき保護の実施機関が被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を行う事は「正当な理由」があるというべきである。

以上を前提に本件を検討する。処分庁は、遅くとも平成31年4月10日、請求人から長男の給与支給明細書の写しを受け取ってお

り、この時点で初めて長男の収入があったことを把握したといえる（なお、請求人は、同年3月の時点で〇〇福祉事務所職員に電話で長男の就職について連絡をしており、係る時点で就職の事実を把握したと主張するようであるが、就職の事実を知ったからといって当然に具体的な収入の認定はできないのであるから、請求人の主張は失当である。）。そして、この時点で請求人及び長男に対する世帯分離は解除されているのだから（すなわち、同一の世帯なのであるから）、長男の給与を請求人が利用し得る新たな収入と認定し、請求人世帯に対する保護を変更することも「正当な理由」があるといえる。

また、本件処分2についても、同年7月18日に、長男の5月分の給与支給明細書が提出されており、かかる新たな収入を請求人世帯の収入として認定することは「正当な理由」がある。

そして、上記2・(1)及び(2)で記したとおり、本件各処分は、法や保護基準で定める要件に該当する変更なのであり、不利益変更の禁止に反せず、違法又は不当があるとは認められない。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

上記2及び3に述べた以外の点においても、収入認定等に係る請求人の主張があるものの、これを裏付ける具体的な立証はなく、本件各処分において違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹